

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 人権と多様性を尊重する社会意識づくり

基本方針1 人権意識の向上、男女共同参画についての理解の促進



【施策の概要】

人はそれぞれ違った個性を持った存在として、自分らしく自由に生きたいという共通の願いを持っており、その願いは基本的人権として誰にでも平等に保障されています。2015(平成27)年に国連で採択されたSDGs*の目標に「ジェンダー*平等の実現」があり、性別を理由とする差別や不平等を無くすことが、世界的な課題とされています。しかし、固定的な性別役割分担意識*は改善されてきているものの、いまだに根強く残っており、女性の社会参画を阻害するだけでなく、男性の生き方の選択肢をも狭める一因となっています。

また、性的マイノリティ*の当事者は、周囲の無理解や偏見から、身近な人に相談できない、正しい情報を得られないなど、様々な不安や困難を抱えています。今後は特に、性的指向やジェンダーアイデンティティ(性自認)の多様性に寛容な社会への意識醸成が求められています。

そのためには、固定的な性別役割分担意識を解消していくことはもちろんのこと、すべての人が安心して自分らしく暮らすことができ、お互いの人格と個性を尊重し合える社会を実現することが不可欠です。市民にとって身近で参加しやすい内容の講座やイベントを開催し、男女共同参画への理解を促すための学習、広報、啓発を行い、ジェンダー平等をすべての施策の根幹としていきます。

【施策の方向とその内容】

施策の方向① 男女共同参画を確立するための広報・啓発

施策の項目	施策の内容
①-1 広報・啓発活動の推進	・多様な媒体による分かりやすい広報・啓発 ・若年層が参加するイベント等での啓発
①-2 啓発資料の収集・提供	・情報等の収集・提供 ・意識や実態等の把握
①-3 啓発事業の開催	・講座やイベント等の開催 ・市職員への研修の開催

施策の方向② 性の多様性への理解の促進【新規】

施策の項目	施策の内容
②-1 理解促進のための啓発の実施	・講座・出前授業等の開催 ・教職員・市職員等への研修の開催 ・啓発物の作成・配布
②-2 安心して相談できる体制の充実	・個別相談会や交流会の開催 ・関係団体との連携による相談体制の充実 ・パートナーシップ宣誓制度の啓発

【*用語解説】 SDGs(99 ページ参照)、ジェンダー(99 ページ参照)、性別役割分担意識(100 ページ参照)、性的マイノリティ(100 ページ参照)

【市民や事業者ができることの主な取組イメージ】

- 男女共同参画や人権に関する講座やイベントなどに積極的に参加し、男女共同参画について考える。
- 行政刊行物や事業者等の刊行物については、性別にとらわれていないか、性差別や女性に対する暴力を助長するような表現になっていないか意識し、自ら考えて行動に移す。
- 市民一人ひとりが人権について関心を持ち、女性問題や性の多様性をはじめ、さまざまな人権問題への理解を深める。
- 事業者は、職場でのハラスメントや労働環境などでのさまざまな人権問題への理解を深めるとともに、男女共同参画や女性の活躍促進について関心を持ち、従業員に対する啓発・教育を進める。

ピックアップ 1

■パートナーシップ宣誓制度

生駒市では、市民一人ひとりが自分らしく生きることができ、多様性を認め合い、つながり、個人が尊重される共生社会の実現を目指して、生駒市パートナーシップ宣誓制度を令和3年4月1日から実施しています。この制度は、性的マイノリティ*であるカップルが、互いをその人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約束した関係であることを宣誓した事実に対し、市長が認証する制度です。なお、婚姻制度とは異なり、二人の関係を法的に保護するものではありません。そのため、相続や税の控除などの法律上の効果はありません。しかし、お二人がパートナーシップの関係にあることを尊重し、婚姻関係に準じる共同生活を送るお二人の生きづらさや不安を少しでも軽減し、社会的理解が進むように実施するものです。

パートナーシップ宣誓証明書&証明カード

宣誓証明書

パートナーシップ宣誓証明書

生駒市パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、
パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

生駒市は、市民一人ひとりが自分らしく生きることができ、
多様性を認め合い、共に生きる社会の実現を目指しています。

これからの人生を互いに支え合い歩まれるお二人の
ご多幸を祈念いたします。

年 月 日

生駒市長

宣誓証明カード
(表面)

Partnership Oath System of
IKOMA CITY

パートナーシップ宣誓証明カード

生駒市パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、
パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

年 月 日 生駒市長

(裏面)

生駒市では、市民一人ひとりが自分らしく生きることができ、多様性を認め合い、共に生きる社会の実現を目指し、パートナーシップ宣誓制度を実施しています。この証明カードは、互いをその人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを市長に宣誓したお二人に交付しています。パートナーシップの宣誓は、市政の中で運用するものであり、宣誓によって何らかの法律上の効果（婚姻、相続、税金の控除等）が生ずるものではありませんが、この趣旨を十分にご理解いただきますようお願いいたします。

特記事項欄 [表面に通称を使用した場合は、戸籍上の氏名を記載]



【*用語解説】 性的マイノリティ(100 ページ参照)



【施策の概要】

すべての人々が性別に関わらず個性と能力を発揮して、自分らしく生きていくことができる社会を実現するためには、柔軟な感性を持つこどもの頃から学校や家庭、地域において、発達段階に応じたジェンダー*平等や男女共同参画の視点に立った教育により、意識の啓発を行うことが重要です。

国の第5次男女共同参画基本計画においても、「男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実」がうたわれていますが、ジェンダー平等の考えに基づき、幼児期から一人ひとりの個性を尊重した教育や進路の選択を学校や家庭、地域ぐるみで行うことにより、豊かな人間関係を築きながら自らの人生において多様な選択を可能にする能力を身につけることができます。そのため、個性の尊重を基本とする日々の保育・教育カリキュラムの充実や、指導にあたる保育・教育関係者への研修などを実施していきます。また、保護者やこどもに関わる地域住民に向け、男女共同参画の視点に立った家庭教育・学習を推進するための意識醸成を図る講座やイベントを企画します。

【施策の方向とその内容】

施策の方向③ 学校等における男女共同参画の視点に立った教育の推進

施策の項目	施策の内容
③-1 男女共同参画と個性の尊重を重視する保育・教育の推進	・保育や教育活動の中の男女共同参画の推進 ・男女共同参画と個性の尊重を基本とする保育や教育の推進 ・性別にとらわれず主体的な選択を可能にするための個性や能力を伸ばすキャリア教育・進路選択の推進 ・人権尊重の理念のもとに児童・生徒の発達に応じた性教育の推進 ・家事・育児・介護体験授業の実施
③-2 男女共同参画の視点に立った学校等運営の推進	・保育・教育関係者に対する男女共同参画に関する研修の充実 ・女性教職員の管理職等への登用の推進

施策の方向④ 家庭や地域社会における教育の推進と学習の促進

施策の項目	施策の内容
④-1 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進	・男女共同参画の視点に立った家庭教育についての啓発、講座の充実 ・家庭教育支援チームによる学びの場の提供
④-2 地域における男女共同参画の視点に立った学習の促進	・地域における男女共同参画に関する学習機会の提供や研修等の開催

【*用語解説】 ジェンダー(99 ページ参照)

【市民や事業者ができることの主な取組イメージ】

- 「男だから〇〇するべき」「女だから〇〇するべき」と決めつけず、一人ひとりの個性や特性に応じてこどもに接する。
- 性別にとらわれず、可能性を追求した進路選択をする。
- 男女共同参画の視点に立って地域団体や保護者会などの活動が運営されているか意識するとともに、研修会等を企画し、会員や保護者等への参加を働きかける。
- 男女共同参画に関する学習の場に積極的に参加し、理解を深める。

ピックアップ 2

■相互承認の感性を育むキャリア教育

第3次生駒市教育大綱では、「ダイバーシティ* & インクルージョンを推進する」ことを掲げています。一人ひとりの個性や多様性をありのまま受け入れて大切に、誰もが挑戦、活躍、貢献できる機会を持つことで自己肯定感を高めていくこと、その経験を通じて他者を承認し、他者からの承認を得られるよう、相互承認の感性を育みます。

キャリア教育でも自分に向き合い、自己理解を深める授業や他者との協働の中で、お互いの違いを認め合うようなプロジェクトを進めています。また、企業や地域、大学との連携や海外とも繋がり共に取組を行う中で、様々な価値観に出会う機会を積極的につくっています。



▲第3次生駒市教育大綱



▲全国とつないだオンライン会議



▲授業風景

【*用語解説】ダイバーシティ(100 ページ参照)

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

基本方針3 政策・地域社会における男女共同参画の推進



【施策の概要】

政策・方針の意思決定過程に性別にかかわらず共同して参画する機会が確保されることは、男女共同参画社会の基盤を成すものです。将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある経済社会を構築するためにも、多様な能力・視点・発想を期待する意味でも女性の参画をあらゆる分野において進め、女性の能力発揮(エンパワーメント*)を支援し、政策・方針決定過程への女性参画を進めることが重要です。

前計画では、市の審議会等における女性委員の割合を40%以上、女性委員のいない審議会等の数を0にすることを目標に取り組を進めてきており、令和6年3月時点では女性委員の占める割合は35%となっています。市政への女性の参画促進のためには、今後も継続して女性委員の登用を積極的に図る必要がありますが、分野によっては、元々その分野に従事する女性割合が低いために、依然として参画が進んでいない現状があります。また、昨年度実施した事業所アンケート調査で、女性管理職の比率が10%未満の事業所(全体の52%)にその理由をたずねたところ、最も多かった回答が「女性従業員が少ない、またはいない(38.5%)」であり、さまざまな組織や分野における女性を増やす必要があります。

また、少子高齢化だけでなく、ライフスタイルや価値観の多様化等により社会情勢が大きく変化する中、地域社会は単身世帯の増加による孤立・孤独や自助力の低下、担い手の高齢化による互助活動の活力低下など多くの課題を抱えています。これらの課題について、すべての人が社会の対等な構成員として協力して解決することが地域の活性化につながり、一人ひとりが喜びと責任を分かち合える男女共同参画社会の形成に資するものと期待されます。

地域社会は、豊かで充実した生活を送るための共通の基盤であり、すべての人がともに協力しながら安心して暮らせる住みよい地域づくりを進めていくことが重要です。地域の男女共同参画を実現していくため、参加・参画のための意識啓発や情報提供を行うとともに、生涯学習、ボランティア、国際交流等により多くの市民が地域活動に参加・参画するよう促します。防災分野でも男女共同参画の視点に立った避難所運営や、防災意識の啓発の重要性が高まっているため、対策の強化を図ります。

【施策の方向とその内容】

施策の方向⑤ 政策・方針の意思決定過程への女性の参画の拡大

施策の項目	施策の内容
⑤-1 市政への関心の喚起	・市政やまちづくり等への関心を高められる啓発の推進 ・市政に対する意見の効果的な運用体制の整備 ・情報公開制度、行政評価体制の充実など、市民にわかりやすい市政の推進
⑤-2 審議会委員等への女性の参画促進	・審議会等への女性委員の参画目標40%と、女性委員が0の審議会等の解消

【*用語解説】 エンパワーメント(99 ページ参照)

⑤-3 市女性職員の管理監督者への登用の推進	・昇任試験の受験の奨励や係長、管理職への育成・登用の推進 ・研修や能力開発の機会均等と人材育成に向けた人事配置の推進
⑤-4 事業者等における経営・方針決定過程への女性の参画促進	・女性の管理職登用や職域拡大についての啓発 ・女性の参画促進につながる能力開発の積極的な取組の啓発、情報提供
⑤-5 慣習等の見直しの促進	・社会制度や各種事業における男女共同参画の視点に立った点検 ・地域や事業者等での男女共同参画を阻害する慣習等の見直しについての啓発
⑤-6 女性のエンパワメント*に向けた環境整備・意識啓発	・女性のエンパワメントに向けた環境整備・意識啓発と学習活動への支援

施策の方向⑥ 地域社会における男女共同参画の促進

施策の項目	施策の内容
⑥-1 生涯学習分野での男女共同参画の推進	・社会や地域課題、市民ニーズを踏まえた多様なテーマの講座開催 ・さまざまなジャンルへの生涯学習活動の機会の拡充
⑥-2 市民公益活動・ボランティア活動での男女共同参画の促進	・市民公益活動・ボランティア活動の推進、ボランティア団体の支援 ・地域福祉の推進等、身近な地域でのこどもや障がい者、高齢者等の見守り・支援活動の促進 ・ボランティア養成講座・地域活動講座等の充実
⑥-3 国際交流の促進	・外国人住民と地域住民の身近な国際理解や交流の機会の充実 ・国際的な女性問題や男女共同参画に関する情報の収集・提供 ・国際交流を促進する人材の育成
⑥-4 まちづくり活動分野での男女共同参画の促進	・男女共同参画のまちづくりへの実現に向けた参画と協働による取組の推進
⑥-5 男女共同参画の視点を踏まえた防災対策と体制の整備	・防災分野における女性の参画の拡大 ・男女共同参画の視点を踏まえた防災知識の普及と学習機会の拡充 ・男女共同参画の視点に基づく避難所運営

【市民や事業者ができることの主な取組イメージ】

- 市政、まちづくり、地域の活動に関心を持ち、学習、地域活動などに参加する。
- 市政に関心を持ち、意見反映の機会や場に積極的に参画する。
- 研修・講座などを活用して技術力や経営力の向上を図り、女性も経営に積極的に参画する。
- 家庭や地域、職場で性別による不合理なことがないかなどを見直し、できることから改善に取り組む。
- 人生を豊かで生きがいのあるものにするため、生涯学習をはじめ、さまざまな地域活動に取り組む。
- 外国人住民との交流など、身近な地域で国際交流を始める。
- 災害や防災に関する知識の習得に努める。また、女性や高齢者、障がい者、外国人等の視点をふまえて、防災対策の立案や避難所、災害時のボランティア等の活動を行う。

【*用語解説】 エンパワメント(99 ページ参照)

- 事業者や福祉施設等は、ボランティア体験の機会や場の提供に協力する。
- 事業者は、企業の地域貢献として、ボランティア休暇制度や企業ボランティア活動などに取り組む。
- 事業者は、女性の管理職への積極的な登用を進めるとともに、働きやすい職場環境の整備に努める。

ピックアップ 3

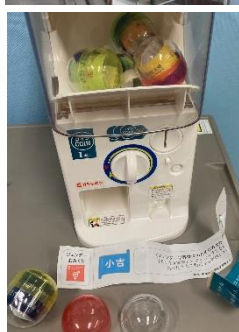
■男女共同参画週間

国の男女共同参画推進本部は、「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、様々な取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。本市においても、この期間中に「女性のキャリア形成セミナー」や「心のケア・怒りのコントロール講座」などを実施するほか、大学等と連携したイベントや展示等の啓発事業を実施し、幅広い層に向け「ジェンダー平等」の理解促進に努めています。

男女共同参画週間の様子



男女共同参画週間
毎年6月23日～6月29日





【施策の概要】

就業は生活の経済的基盤であり、また、働くことは自己実現につながるものです。働きたい人が、性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会の実現は、ダイバーシティ*を尊重する社会の形成につながり、経済社会の活力の源という点からも大きな意義を持ちます。

雇用の場においてすべての人に均等な機会と待遇が確保され、誰もがそれぞれのライフスタイルにあった働き方が選択できるように、男女雇用機会均等法や育児休業・介護休業制度などの周知・啓発活動を実施するとともに、就業・労働に関する相談体制を確保します。特に、出産や子育てなどにより離職した方への再就職情報の提供、セクシャルハラスメント*、マタニティハラスメント*やパワーハラスメント*など職場における各種ハラスメントの防止や、困難を抱えた人への就労支援などを行います。また、多様な働き方を可能にするため、新しい就業形態(起業や副業など)を支援します。

特に、女性に対してはいまだ残存する待遇の差を解消するため、「女性活躍推進法」の改正等による職場環境の整備や上記ハラスメント等の防止対策を強化し、働きたい女性が能力を発揮できるよう、就業、職域拡大、キャリアアップ、起業を促進するための様々な支援を行っていきます。

【施策の方向とその内容】

施策の方向⑦ 誰もが働きやすい環境づくりの推進

施策の項目	施策の内容
⑦-1 各種制度の周知と啓発	・男女雇用機会均等法等の周知・啓発 ・育児休業・介護休業制度の周知・啓発 ・女性の雇用や労働条件向上に関する情報の収集と提供 ・人材開発や労働条件向上に資する制度等の普及促進及び相談機会の充実 ・働く人に向けたリスクリング等の公的制度の周知と利用促進
⑦-2 誰もがともに働きやすい環境づくり	・性別にかかわらず職域拡大に向けた啓発の推進 ・女性の能力開発に向けた情報の提供 ・労働に関する相談対応と労働関係情報の提供 ・セクシャルハラスメントなど各ハラスメントの防止に関する情報の提供 ・働きやすい環境づくりと多様な働き方に応じた雇用形態の啓発と促進 ・フレックスタイム制*など働きやすい環境づくりの推進

施策の方向⑧ 多様で新しい働き方の促進

施策の項目	施策の内容
⑧-1 就職等への支援	・求人情報等の提供、面接会や交流会開催による就業希望者と事業者のマッチングの機会の拡充 ・未就業の女性や障がい者などの潜在的な就職希望者の就職に関する支援及び雇用の支援 ・事業者との連携により、資格を保有する人に対する就労支援の促進

【*用語解説】 ダイバーシティ(100 ページ参照)、セクシャルハラスメント(100 ページ参照)、マタニティハラスメント(101 ページ参照)、パワーハラスメント(101 ページ参照)、フレックスタイム制(101 ページ参照)

	・ひとり親家庭の親が就労しやすい条件を整え、自立しやすい環境を作るための支援 ・乳幼児等のいる女性の就職活動支援
⑧-2 多様な働き方への支援	・新しい就業形態(起業・副業など)に関する情報の収集と提供 ・起業に対する支援 ・地域で起業しやすい環境づくり ・多様な働き方の積極的な普及と実践する事業者のPR等の支援 ・多様な働き方を希望する市民と受け入れる事業者のマッチング機会の提供

【市民や事業者ができることの主な取組イメージ】

○セクシャルハラスメント*、パワーハラスメント*等の防止について、取り組む。

○セクシャルハラスメント等、職場や労働に関する悩みは、相談窓口を活用する。

○事業者は、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」など労働関係法令における労働者の権利について熟知し、法を遵守する。

○事業者は、性別にかかわらず育児休業や介護休業が取りやすい環境を整える。

○事業者は、女性の職域拡大や管理職への登用促進などに向けた積極的改善措置の取組を進める。

○事業者は、女性の管理職への積極的な登用を進めるとともに、働きやすい職場環境の整備に努める。

ピックアップ 4

■IKOMA LOCAL BUSINESS HUB(ILBH)

市内外の多様な参加者同士が対話を通じて、連携することで、新たな事業の創造や発展を目指すシリーズ講座を開催しています。令和5年の事業開始以来2年連続で100名を超える参加があります。変化の激しい社会を生き抜くため、現状を打破したいという意思を同じくする仲間が多く集まることで、新しい働き方や生き方が生まれています。女性の応募者は40～50%以上を占めており、新たな事業の創業は、女性活躍の選択肢の一つとなっています。



▲ILBH

■生駒市テレワーク&インキュベーションセンター(イコマド)

イコマドは、「インキュベーション(起業支援)」、「コワーキング(協働)」、「テレワーク(サテライトオフィス)」の3つの機能を備えている起業・創業支援施設です。

これから起業しようとする人、起業して間もない人の拠点となっており、利用者同士の交流をはじめ情報を得ることや専門スタッフへ相談が可能です。性別や年齢、経験の有無を問わず事業のスタートの場として活用されています。



▲イコマド

【*用語解説】セクシャルハラスメント(100 ページ参照)、パワーハラスメント(101 ページ参照)、

基本目標Ⅲ 多様な生き方が選択でき、健康で安心して暮らせる環境づくり

基本方針5 働き方と環境整備による仕事と家庭生活の両立



【施策の概要】

人生100年時代においては、教育、仕事、老後という単線型の人生設計ではなく、希望に応じた多様な働き方、学び方、生き方を選択できることが重要です。

年齢や性別にかかわらず、やりがいや充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、健康を維持し、趣味、学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を重視する、「ワーク・ライフ・コミュニティ・バランス*」を推進します。その実現のために、長時間労働を当然としてきた従来の働き方を見直し、家事・育児・介護等も含め、家族が安心して暮らし、家庭内での責任を果たせるよう、一層の啓発活動に取り組んでいきます。

他方で、価値観やライフスタイルの多様化により、家族の形態や機能は大きく変化しています。仕事と家庭の両立のため必要とされる支援もさまざまなものとなっています。良質な家庭環境を整えるため、引き続き、子育て支援や介護サービス等の充実に努めていきます。

また、ライフステージと希望に応じて、何歳になっても働き、学び、地域社会での活動にチャレンジするなど、豊かな人生を送ることができるように、情報提供やきっかけづくりに取り組んでいきます。

【施策の方向とその内容】

施策の方向⑨ 仕事と子育て、介護等の両立の実現に向けた環境整備

施策の項目	施策の内容
⑨-1 両立に向けた子育て支援サービスの充実	・保育施設等の整備 ・多様な保育サービスの充実 ・保育料無償化の推進 ・学童保育、こどもの居場所づくり事業等放課後児童健全育成事業の充実 ・ひとり親家庭や障がい児及びその保護者などに対する支援の充実 ・こどもの医療費助成
⑨-2 両立に向けた介護サービス等の充実	・介護サービスや障がい福祉サービスの充実 ・介護を担う人材の育成
⑨-3 相談・情報提供体制の充実	・子育て・介護に関する相談・情報提供の充実
⑨-4 両立に向けた地域での支援体制の充実	・支援のための地域づくり、ネットワークづくりの推進 ・サークル・サロン等の育成・交流支援
⑨-5 ワーク・ライフ・コミュニティ・バランスに配慮した職場環境の整備	・「イクボス*」活動の推進

【*用語解説】 ワーク・ライフ・コミュニティ・バランス(102 ページ参照)、イクボス(99 ページ参照)、

施策の方向⑩ 本人の希望やライフステージに応じた働き方の実現

施策の項目	施策の内容
⑩-1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・コミュニティ・バランス*)の普及・促進	・市民・事業者・市職員へのワーク・ライフ・コミュニティ・バランスの普及・促進
⑩-2 男性の地域活動や家庭生活への参画促進のための環境づくり	・育児休業、介護休業制度の利用の促進・啓発 ・男性のための家事、育児、介護教室の開催 ・男性の地域活動への参加支援 ・男性の相談窓口の開設に向けての検討

【市民や事業者ができることの主な取組イメージ】

- 家事・育児・介護など、家庭のあらゆることを家族みんなで協力し、分担する。
- 子育てサービスや介護サービスなどについてよく理解し、活用する。
- 地域の子育てネットワークには、子育て期の当事者だけではなく、多様な世代が参加する。
- 事業者は、長時間労働の抑制など、ワーク・ライフ・コミュニティ・バランスに配慮した職場づくりに取り組む。
- 事業者は、性別にかかわらず育児休業や介護休業がとりやすい環境を整える。
- 事業者は、イクボス*宣言等、ワーク・ライフ・コミュニティ・バランスの向上に向けた取組や事例を知り、各事業所に合った仕組みづくりを行う。

ピックアップ 5

■イクボス

「イクボス」とは、職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランス*（仕事と生活の両立）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のことを指します。

このごろでは、育児だけでなく、介護と仕事の両立、病気の治療と仕事の両立や人生100年時代を見据えた学びや副業を選ぶ人、健康維持のためにプライベートを重視する人も増えています。そんな行動を自らも実践し、部下の成長をサポートするのがイクボスという存在です。

また、「イクボス宣言」とは、イクボスの趣旨を踏まえた宣言書に経営者・管理職が署名し対外的に公表するものです。



▲生駒イクボス合同宣言式



【*用語解説】 ワーク・ライフ・コミュニティ・バランス(102 ページ参照)、イクボス(99 ページ参照)、ワーク・ライフ・バランス(102 ページ参照)

基本方針6 健康で安心して暮らせる環境づくり



【施策の概要】

社会情勢の変化に伴い、高齢者や障がい者(児)、ひとり親家庭、外国にルーツを持つ人など、支援を必要とする人が増加しています。介護、障がい福祉、健康増進等のサービス提供の充実に努めるとともに、サービスを利用しやすいように、情報提供や相談体制の整備・充実に図ります。

母子保健において、女性は妊娠や出産の可能性がある、ライフステージを通じて男性とは異なる身体状況に直面することから、プレコンセプションケア*をはじめ妊娠・出産期の保健対策を充実するとともに、お互いの性と生命について尊重できるよう、性や生殖、女性の自己決定権などについての理解・認識を深めます。

また、高齢化にともない、長い一生を心身ともに健康に過ごし、生きがいを持って社会参画できるよう、関係機関や地域との連携により、ライフステージに応じた健康づくりや各種健康診査の実施、健康に関する相談・指導の充実に努めます。

特に、女性の抱える問題が多様化、複雑化、複合化していることから、性的な被害、家族の状況、地域社会との関係性など様々な事情により、日常生活又は社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性(その恐れのある女性を含む)が、それぞれの困りごとに対して相談できる窓口を充実するほか、本人の意思を尊重した対応の検討など、ジェンダー*平等の考え方に基づいた支援をしていきます。

さらに、日本語でのコミュニケーションが取りにくい外国人や外国にルーツを持つこども、障がいのある人などが安心して自分らしい生活が送れるよう、防災対策等を含めた支援を今後さらに具体的施策として進める必要があります。

【施策の方向とその内容】

施策の方向⑪ 支援を要する人が安心して暮らせる環境づくり

施策の項目	施策の内容
⑪-1 高齢者や障がい者(児)の自立支援	・介護予防事業の推進 ・高齢者や障がい者(児)の権利擁護事業の推進 ・自立支援やサービスに関する情報提供・相談体制の充実 ・高齢者や障がい者(児)の経済的負担の軽減と就労支援 ・学習活動や世代間交流等による生きがいづくり事業の推進 ・高齢者や障がい者等、来館困難な利用者への図書館資料の提供
⑪-2 家族介護の支援	・家族介護支援サービスの充実 ・性別にかかわらず共に看護や介護の知識、技術を習得できる講座や教室の開催 ・家族介護者の交流の促進
⑪-3 看護や介護職への男女共同参画	・ホームヘルパー等看護や介護職を志す男女を育成するための研修会や講座の開催
⑪-4 地域福祉の推進	・地域福祉についての認識を深めるための啓発の推進 ・地域コミュニティ活動の活性化

【*用語解説】 プレコンセプションケア(101 ページ参照)、ジェンダー(99 ページ参照)

⑪-5 安全で安心なまちづくりの推進	・ユニバーサルデザイン*の視点による公共施設・交通機関等の整備 ・民生委員・児童委員をはじめ地域団体による高齢者宅の巡回など、地域の安全対策と見守り体制の確立 ・介助、介護や看護を必要とする人が生活しやすい住宅改修の支援 ・高齢者や障がい者等への虐待に関する相談体制の充実 ・高齢者や障がい者等の保護や関係機関との連携体制の整備・充実 ・高齢者や障がい者等への虐待に関する意識啓発や地域での防止の取組の促進 ・支援を要する人の視点を踏まえた防災対策
⑪-6 ひとり親家庭の自立支援	・ひとり親家庭の経済的負担の軽減と就労支援 ・サービスに関する情報提供・相談体制の充実
⑪-7 生活者としての外国人住民へのコミュニケーション支援	・多言語(やさしい日本語を含む)での行政・生活情報の提供 ・日本語教室を通じた生活に必要な日本語や日本文化を学習する機会の提供

施策の方向⑫ 生涯を通じた健康づくりの推進

施策の項目	施策の内容
⑫-1 妊娠・出産期の保健対策の充実	・母子保健事業の推進 ・妊娠・出産・子育て期の心と身体の相談の充実 ・母子保健事業への男性の参加促進 ・健康教室、健康相談、健康診査時における託児サービスの充実 ・妊娠前後における働く女性の健康管理や予防啓発 ・プレコンセプションケア*の推進
⑫-2 ライフステージに応じた健康づくり事業や健康管理体制の充実	・健康教育、健康相談の充実 ・各種健康診査の充実 ・各ライフステージに応じた健康づくり事業の推進 ・心の健康相談と予防の充実 ・年代や体力等に応じたスポーツ活動の促進 ・食生活の改善の推進

施策の方向⑬ 困難な問題を抱える女性に対する支援【新規】

施策の項目	施策の内容
⑬-1 安心して相談できる支援体制の充実	・女性のための相談や法律相談等の相談窓口の充実 ・相談員等の養成や研修の充実
⑬-2 関連機関との連携による支援	・関連機関との連携による支援

【*用語解説】 ユニバーサルデザイン(101 ページ参照)、プレコンセプションケア(101 ページ参照)

【市民や事業者ができることの主な取組イメージ】

- 子育て支援や介護サービス、保健・医療・福祉サービス、経済的支援などについて、どのようなサービスがあるのか理解し、活用する。
- 困ったときは一人で抱え込まず、相談する。
- 妊娠・出産期の女性の状態や生まれてくることにもついて理解を深めるため、男性も積極的に母子保健事業に参加する。
- 飲酒や喫煙、薬物など健康を脅かす問題について正しく理解する。
- 自らの健康に関心を持ち、健康診査等を進んで受ける。
- 健康に不安や悩みを持った時は、早い時期に相談、診察を受ける。
- 地域での健康づくりや運動・スポーツ活動に参加し、自分に適した活動に継続して取り組む。

ピックアップ 6

■かさねるいこま

生駒市重層的支援体制整備事業（かさねるいこま）では、既存の23か所の相談窓口を「いこまる相談窓口」として、どのような相談も丸ごと受け止めつなぎきる取組を行っています。家族の問題や生活上の困りごとなどの相談を受け付けています。

また、地域の課題を地域で解決できるような仕組みづくりを住民主体で検討し、地域で解決できない課題は専門職へ、専門職で解決が難しい課題は行政へという地域→専門職→行政という3段階の支援体制の構築を目指しています。そこで、性別や年齢を超えた取組として、自治会単位で実施した「定期的に顔の見える関係づくり」は、複合型コミュニティづくり「まちなのえき」で継続されていきます。



▲いこまる相談窓口



▲わがごとカイギ



▲軽井沢リゾート（まちなのえき）



【施策の概要】

誰もが一人の人間として、安心できる生活の中で自由に活動し、自分らしく生きていく権利を持っています。その権利を著しく侵害するドメスティックバイオレンス(DV)*は、決して許されるものではありません。DVには身体的暴力だけではなく、精神的暴力や性的暴力、経済的暴力も含まれます。

生駒市のDV相談件数はコロナ禍の令和2年度(273件)をピークに減少傾向にあるものの、市民アンケート調査では、1割強の女性が心理的・精神的暴力を受けたと回答しており、DVであると認識されづらい潜在的な暴力も多数起っていると考えられます。また、奈良県女性相談窓口への来所相談内容のうち、約7割が夫等からの暴力が占めています。家庭内における暴力は、被害を受けている当事者のみならず、そのこどもに対しても深刻な影響を与え、児童虐待に当たるとされています。さらに、家庭外においても、セクシャルハラスメント*やストーカー*行為のほか、近年は交際相手からの暴力であるデートDV*への対策が求められています。

パートナー間における暴力の防止のためには、個人の尊厳を傷つける暴力は決して許さないという意識を社会全体で共有することが重要であることから、広報紙やイベント開催等による広報・啓発活動を積極的に進めるとともに、研修会の充実に努めます。

被害が深刻化していく実態には、暴力の被害者自身が羞恥心を抱いたり、暴力の原因は自分にあると思ひこんだりして、誰にも相談せずに孤立してしまうことがあります。被害を受けていると本人が気づくことができるよう情報発信に努め、相談しやすい体制づくりを行います。

また、警察署や法律家をはじめとする関係機関や専門家との連携を深めるとともに、より効果的な相談・支援ができるよう、近隣市町や民間団体との連携を図っていきます。

学校をはじめ、家庭や地域においてDV予防のための啓発を進め、特にデートDVについては、幼少期から中高生への啓発に取り組みます。

【施策の方向とその内容】

施策の方向⑭ DVについての防止啓発・相談

施策の項目	施策の内容
⑭-1 啓発・広報活動の推進	・広報紙やホームページ、SNS*によるDV、ストーカー等の暴力や虐待防止に関する啓発や情報提供 ・パートナーからの暴力をなくすための意識啓発研修会等の開催 ・女性に対する暴力をなくす運動(パープルリボンキャンペーン)等における暴力や虐待防止に関する啓発や情報提供
⑭-2 安心して相談できる支援体制の充実	・女性のための相談や法律相談等の相談窓口の充実 ・近隣市との女性のための相談窓口事業の充実 ・虐待防止、暴力防止ネットワークの整備による関係機関・団体との情報交換や支援体制の充実 ・相談員の育成や研修の充実 ・子育てや児童等への虐待等に関する相談体制の充実

【*用語解説】 DV(101 ページ参照)、セクシャルハラスメント(100 ページ参照)、ストーカー(100 ページ参照)、デート DV(100 ページ参照)、SNS(99 ページ参照)

施策の方向⑮ DV*を許さない連携づくり

施策の項目	施策の内容
⑮-1 地域で連携した見守りや虐待防止等の取組の促進	・民生委員・児童委員、青少年指導委員等関係団体との連携の充実 ・警察等との連携体制の整備 ・児童等への虐待に関する意識啓発や地域での防止の取組の促進
⑮-2 被害者に対する支援	・住民基本台帳事務における支援措置の実施 ・関係機関との連携による一時保護の推進 ・関係機関との連携による自立支援・就労支援

施策の方向⑯ 家庭・学校・地域におけるDV予防教育【新規】

施策の項目	施策の内容
⑯-1 家庭・学校・地域におけるDV予防教育	・民生委員・児童委員、青少年指導委員等関係団体のDVに関する研修の充実 ・保育関係者、幼児教育・学校教育関係者等へのデートDV*に関する研修の充実 ・DV予防につながる「心の健康」と人権教育の推進

【市民や事業者ができることの主な取組イメージ】

- 家族等の親しい関係でも、暴力は人権を侵害する行為であり、犯罪であることを認識し、暴力被害について思い当たることがあれば、相談機関等に相談する。
- 児童虐待の通告義務があることの認識をもつ。また、配偶者やパートナー、家族等から暴力を受けたりしている人がいることを知ったり、感じたりした場合は、関係機関に連絡する。
- 地域のさまざまな団体は、行政や関係機関、地域の人々と連携し、地域のことやそこに住む子どもから高齢者までさまざまな人々のことに目を向け、DV防止や虐待防止に協働で取り組む。

【*用語解説】 DV(101 ページ参照)、デート DV(100 ページ参照)

ピックアップ 7

■パープルリボンキャンペーン

女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図るため、毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（パープルリボンキャンペーン）とされています。暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に女性に対する暴力の根底には、女性の人権の軽視があるといわれており、早急に対応する必要があります。

期間中は、本市においてもパープルライトアップをはじめ、ボランティア団体等の協力を得て作成した「パープルリボン」の配布や、大学等との連携により、DV防止やジェンダー・ギャップに関する展示や図書の紹介、講座の開催などにより幅広い層に向けて女性に対する暴力撤廃への理解を深めています。

また、11月は「児童虐待防止月間」でもあるため、シンボルマークの「オレンジリボン」とともに効果的に啓発しています。

パープルリボンキャンペーン

毎年11月12日～11月25日



夫婦のこと・家族のこと・人間関係のこと等の相談に応じ、自分らしい選択、決定をしていけるよう支援します。

女性相談員による 電話・面談相談 火～土曜日 9:00～16:00 (面談は要予約)	女性弁護士による 法律相談 毎月第3水曜日 13:00～16:00 (要予約)
--	---

生駒市男女共同参画プラザの女性相談
(相談専用電話 0743-73-0556)
休館日：月曜日と年末年始（12月27日～1月5日）



ひとりで悩まないで
相談してください

夫婦のこと 家族のこと 人間関係のこと

女性のための相談
TEL (0743) 73-0556
相談無料・秘密厳守・生駒市民対象